

府子本第 511 号
子発 0918 第 1 号
令和元年 9 月 18 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部統括官
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）

令和元年 10 月以降の公定価格の単価案の見直しについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化の施行に伴う令和元年 10 月以降の公定価格（特定教育・保育等に要する費用算定基準等をいう。以下同じ。）の単価案については、同年 8 月 22 日付けで各都道府県宛てにお送りしていたところです。

この中で、保育認定に係る単価表の案における 2 号認定子どもについて、副食費が施設等による徴収となることに伴う変動として、これまで副食費相当額として積算されてきた月額 5,181 円を減額することを前提とした基本分単価案をお示ししておりました。同時に、これまで保護者にご負担いただいていた保育料における副食費の内訳や各施設の副食費の支出の実態を踏まえた副食費の目安として提示しておりました 4,500 円との差分 681 円を活用し、栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充に係る単価案も合わせてお示ししておりました。

しかしながら、今回の公定価格の改定案の公表については、当初予定されていた 7 月よりも遅れ、市町村（特別区を含む。）及び事業者に対し、十分に行き届いた説明・周知を行うことができず、本年 10 月以降の経営上の対応に関する御懸念をはじめ、現場での混乱が生じているものと承知しております。

こうした諸般の事情に鑑み、最終的な 10 月改定の公定価格としては、関係各所との調整を踏まえ、2 号認定子どもの基本分単価から減額する副食費相当額を 5,181 円とすることを見送り、4,500 円にとどめることといたしました。また、栄養管理加算とチーム保育推進加算については、5,181 円の減額を前提として拡充を講じる予定であったことから、基本分単価の減額幅の 4,500 円への見直しに伴い、これらの加算の拡充措置の実施も見送ることといたしました。

令和2年度における基本分単価や栄養管理加算及びチーム保育推進加算の取扱いについては、改めて子ども・子育て会議の議論を経て、来年度予算編成の過程で決定してまいります。

この度は、令和元年10月以降の公定価格の単価案についてお示しするのが遅れ、それにより現場の混乱を生じさせておりますことをまずもってお詫びするとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向け御協力をお願いします。

なお、令和元年9月4日付け事務連絡「令和元年10月以降の2号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いについて」は、廃止します。

【担 当】

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当) 付 給付担当
TEL : 03-5253-2111 (内線 38346、38344)

厚生労働省子ども家庭局保育課 保育調整係
TEL : 03-5253-1111 (内線 4855)